

様式C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 5月 29日現在

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2006～2008

課題番号：18530600

研究課題名（和文） ドイツにおける大学改革支援団体による高等教育政策推進メカニズムに関する研究

研究課題名（英文） Study on Mechanism of Higher Education Policy Promotion by the Research and Development Corporations in the Federal Republic of Germany

研究代表者 金子 勉 (KANEKO Tsutomu)

京都大学・大学院教育学研究科・准教授

40263743

研究成果の概要：

ドイツの大学改革推進団体の中で、特に主要であると認識されている高等教育開発センター(CHE)及び高等教育情報提供機構(HIS)の高等教育改革への関与について調査研究を実施した。CHEの事業は、ベルテルスマン財団の影響を受け、大学の直面する課題について特定の改革方向を前提とする調査研究の実施である。HISの事業は、客観的なデータ及び分析結果の提供を重視する特徴がある。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
2006 年度	800,000	0	800,000
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総 計	2,500,000	510,000	3,010,000

研究分野：教育行政学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：高等教育、大学改革

1. 研究開始当初の背景

ドイツの高等教育改革は、近年、連邦政府の主導性が減退している。連邦制度の変革をすすめる憲法改正に伴って、連邦による高等教育制度の一般原則に関する大綱的立法権は、廃止された。一方、EUレベルでの欧洲高等教育圏の実現に向けた諸施策が遂行される状況にある。個々の大学と、そ

の設置者たる州政府は、欧洲圏における競争的な環境へ対応する方策として、高等教育政策の支援を目的として設置されている諸機関を、政策の立案にあたり利用することになった。

2. 研究の目的

研究代表者は、ドイツの高等教育に関する法制度および政策過程の全体像を把握するために、日独の比較研究および歴史研究を推進している。特に、大学の組織、運営、財務の基盤にある理念を浮き彫りにすることにより、日本の大学改革に示唆的な知見を得ることができると見込んでいる。かつて日本の中はドイツ・モデルに強く影響された時期があったが、もはやドイツの大学を直接に手本としていない。たとえば国立大学法人の成立は、深く浸透したドイツ的な大学観からの訣別を意味する象徴的な出来事であった。とはいって、その後においてもドイツ的な大学観を垣間見る局面があるのは事実であるし、今や本家本元たるドイツの大学改革の方が、むしろ競争的環境への適応において、日本の大学に先んずる状況にあるのだから、比較研究の実益はかえって高まっているといえる。このような全体構想の下に、本研究課題を設定する。本研究は、大学改革支援団体が成長することにより、高等教育に関する政策過程が変質する実態を明らかにする。端的に表現するならば、CHEの推進する大学改革の特徴を解明することが本研究の核心である。

3. 研究の方法

文献調査及び、関係機関及び大学への訪問することにより、高等教育政策推進に関する事実の意識に調査を実施した。調査に当たり、具体的としてな政策課題として州立大学の予算配分に注目した。

4. 研究の成果

(1) 高等教育情報提供機構は、各種の高等教育政策上の課題に取り組んでいるが、政策推進に関連して、特に顕著に貢献している領域として、州立大学の競争的な予算配分の手法に関する調査研究である。

ドイツの高等教育政策に関する調査研究を実施するとき、他大学あるいは他州の状況に対する関心の希薄さに驚かされることがある。たしかに、大学の自律性が尊重されているから、あえて他大学・他州との比較することにより、自大学または自州の方針を策定する必要性が乏しかったのである。ところが、限られた資源を有効に配分する風潮から、予算獲得の競争が始まったのである。

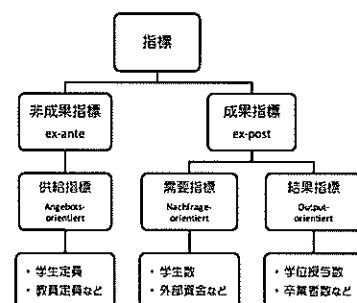
ところが、ドイツは連邦国家であるがゆえに、高等教育及び財政に関する諸制度が統一されていない部分があり、ドイツ連邦

共和国の全体を把握することは、相当の困難を伴う。高等教育情報提供機構では、スポンサーが連邦政府と州政府であることにより、全州を横断的に分析することを試みている。

本研究では、特にフォーミュラを活用する予算配分に注目した。これは、所定の指標を提示して、客観的に予算配分する方式である。本来、各大学に配分されるべき予算額の一定割合を拠出し、それをフォーミュラを適用して再配分する。

ところが、各州の状況をみると指標の名称と性質にはほとんど統一性がない。高等教育情報提供機構において、このテーマを取り扱うレスツェンスキー氏の研究グループでは、比較しつつ議論することができるよう、指標の分類を試みた(図1)。実は、各指標を使用する意図は、州ごとに異なるから、完全な分類ではないのだが、これにより調査研究の基礎ができたといってよい。

図1 フォーミュラで使用する指標の分類



フォーミュラを使用する予算配分を導入した州の数は増大しているが、それを概観することができるようになったのも、高等教育情報提供機構の研究成果である。フォーミュラを使用する予算配分は、ドイツの南部に位置するバーデン=ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ラインラント=プファルツ州において先行した。ドイツ連邦共和国は16州で構成するのだが、表中にあるのは14州である。2州でフォーミュラを活用する予算配分を導入していない。また、フォーミュラを適用する割合も統一的ではない。ヘッセン、ブランデンブルク、ラインラント=プファルツの3州では、フォーミュラを適用する範囲が80%を超えているものの、他州では21%以下である。

表1 予算配分にフォーミュラを適用する

割合

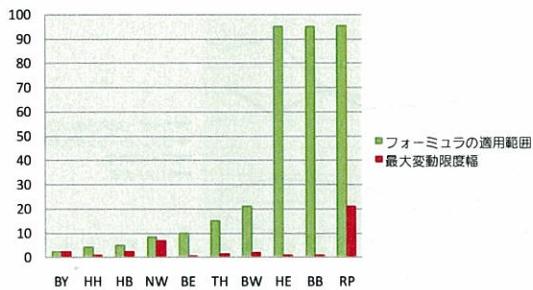
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
バーデン=ヴュルテンベルク州(BW)	14	14	21	20	20	20	20
バイエルン州(BY)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
ベルリン州(BE)	-	-	6	10	15	15	20
ブランデンブルク州(BB)	-	-	-	-	95	95	95
ブーメン州(HB)	-	-	-	5	5	10	10
ハンブルク州(HH)	-	-	5	5	5	85	85
ヘッセン州(HE)	-	-	-	95	-	-	-
メクレンブルク=フォアポンメルン州(MV)	-	1	1	2.5	2.5	4	
ニーダーザクセン州(NI)	-	-	-	-	-	-	3
ノルトライン=ヴェストファーレン州(NW)	-	8	8	14	17	20	
ラインラント=プファルツ州(RP)	95	95	95	95	95	95	95
ザクセン州(SN)	-	-	-	-	-	1	1
シュレースヴィッヒ=ホルシュタイン州(SH)	-	-	-	-	-	-	5
テューリンゲン州(TH)	-	-	15	15	15	15	15

横断的な分析により得ることのできる知見とは別に、政策を推進する上で、個別の事情を無視することはではない。高等教育情報推進機構の調査研究では、各州の担当部局から詳細のデータを収集することが可能であるから、個別事情の説明も可能である。

表1を見ると、ヘッセン州において総予算配分額の95%にフォーミュラを適用することになったのであるが、実施したのは1度だけである。同州では「指標×単価」により配分額を決定する「積算方式」であったために、各大学が多数の学生を入学させたために、配分不能に陥ったのである。「分配方式」を採用している州では、同様の問題は生じないことが説明される。

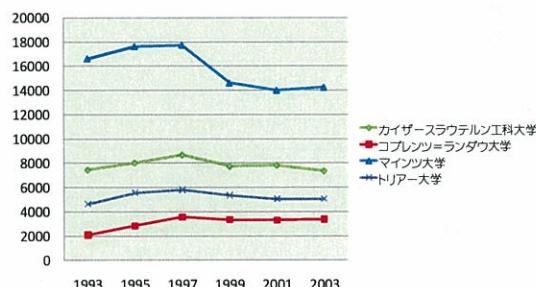
また、ブランデンブルク州、ヘッセン州、ラインラント=プファルツ州では、総額の95%にフォーミュラを適用する方式であるが、「最大変動限度幅」を設定しているから、激変は緩和される。図2に示したとおり、ラインラント=プファルツ州では20%に到達するが、その他の州は10%に満たない。そのような個別の事情は、横断的な分析では見落とされがちであるが、大学の予算は刺激を与えることの重要性と同様に計画性・安定性が要請されるから、政策を推進するうえで重要な要素である。高等教育情報提供機構の調査研究では、その点が十分に把握されている。

図2 最大変動限度幅の設定



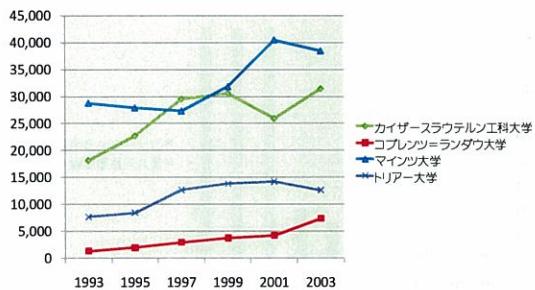
もちろん、高等教育情報提供機構の調査研究で不十分なところもある。ラインラント=プファルツ州のフォーミュラが極めて複雑であるのだが、その実態を把握するためには、自力でデータの収集と分析をする必要がある。図3に示したように、ラインラント=プファルツ州には4つの大学があつて、その中で最も伝統のあるマインツ大学は、フォーミュラを活用する予算配分により、予算の配分額が激減した。元来、マインツ大学への予算配分が優遇されていたが、フォーミュラを導入することにより、同等の配分原則が4大学に適用されることになったから、マインツ大学には不利なのである。

図3 ラインラント=プファルツ州の大学に対する教育研究費の配分(単位:1000ユーロ)



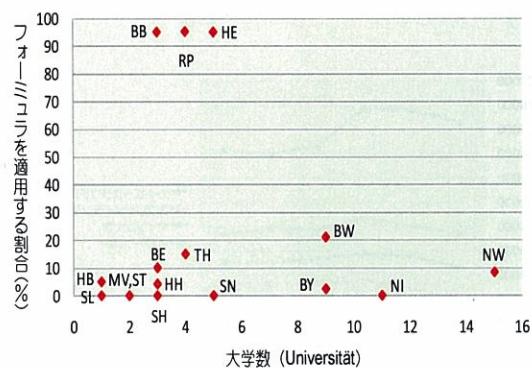
ところが、図4にあるようにラインラント=プファルツ州の4大学の外部資金獲得状況を比較すると、マインツ大学が上記の減額分を外部資金で十二分に穴埋めしていることがわかる。個別の事情の中には、高等教育情報提供機構のような、最もふさわしい機関であっても把握できないことがある。

図4 ラインラント=プファルツ州の大学による外部資金の獲得(単位:1000ユーロ)



とはいっても、元来、全州にわたる横断的な調査研究は、小規模な研究者集団では困難なのであり、公的に認知された機関が中立的に実施することの意義は大きい。図5は各州が設置する州立大学数と、予算配分に当たりフォーミュラを適用する割合の関係を図示したものである。フォーミュラを高い割合で適用する州は、大学数が少ない。政府からは、個々の大学の状況が把握しやすいから、一見すると無謀と思えるフォーミュラの適用を実行することができるであろう。そのことが解るのは、このような図を比較的容易に描くことができるからであり、これも高等教育情報提供機構による調査研究の成果である。

図5 フォーミュラを適用する割合と大学数



(2) 本研究では、ドイツの大学改革推進団体の中で、特に主要であると認識されている高等教育開発センター(Centrum für Hochschulentwicklung)及び高等教育情報提供機構(Hochschul-Informations-System GmbH)の高等教育改革への関与について調査研究を推進した。CHEの各種事業を通覧すると、大学の予算、人口の動態、高等教育の

市場化、授業料の徴収、目標合意書の締結等、大学の直面する課題について、特定の改革方向を前提とする調査研究の実施する状況を見て取ることができる。一方、HISの関心もCHEとおおむね同様であるといってよいが、調査と応用を一応の区別を設けているところが重要な相違点であるといえる。従って、HISの調査研究には、客観的なデータ及び分析結果の提供を重視する特徴がある。CHEは変革推進団体であるベルテルスマントラウト財団と親和性があるのに対して、HISは有限会社(GmbH)の体裁をとるものとの連邦及び諸州の支援の下で事業を推進する。CHEの主要な課題への取り組みをリードするツィーゲレ氏が経済学者であるのに対して、HISにおいて研究部門の責任者となつてゐるレスツエンスキ氏は哲学者である。CHEの調査研究は新公共経営の導入を重視するのに対して、HISの調査研究は同様の視点を考慮しつつ現状との連続性を考慮する傾向がある。両者は本研究の対象とする大学改革推進団体であり、政府及び大学の信頼度が高いという共通性があるとはいえ、組織の特性により同一の局面で有効に機能するのではないようである。利用する立場にある政府と大学の選択があるのである。CHEの事業に関する訪問調査の結果、ドイツ学長会議はCHEの設立時に関与したもの、事業の経営には直接な影響力がない。CHEの設立に関与した一方の当事者であるベルテルスマントラウト財団との関係は、事業の性質が財団の趣意に沿ったものとなっているという意味において相応の関係があり、両者がギュータースローという小都市に立地することは、財団との関係を無視しえないことの反映である。とはいっても、CHEがフラットな組織であるために、個々のプロジェクトの立ち上げは、実質的に調査研究担当者の判断に任されている。大学または州政府が調査研究を委託するに当たり、

円滑な業務の遂行が見込まれる実務担当者を選定するのであって、依頼する側の主体性が揺らぐことないところに、安定した関係の維持する理由があることが判明した。

なし

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

① 金子勉「大学ガバナンスの主体の構成原理—ドイツ・モデルの現在—」『日本教育行政学会年報』34、査読無、2008年、214-217頁。

② 金子勉「書評 ウルリッヒ・タイヒラー著、馬越徹・吉川裕美子監訳『ヨーロッパの高等教育改革』」『比較教育学研究』35、査読無、2007年、194-196頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

① 金子勉、フォーミュラを活用するドイツ州立大学の予算配分、日本高等教育学会、2008年5月24日、東北大学。

② 金子勉、ドイツの高等教育財政改革—フォーミュラーを活用する予算配分—、関西教育行政学会、2007年8月25日、京都テルサ。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子 勉 (KANEKO Tsutomu)
京都大学・大学院教育学研究科・准教授
40263743

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者